

合弁契約書の起案は、既に細部に亘って合意されていたのでさほど手間はかからずに起案作成されていたが、最後の段階で法務部が付記した「準拠法・裁判管轄」がネックとなった。

要するに契約の解釈でもめたときや、紛争になったときに何処の国の法律により何処で裁判（つまり喧嘩）するのかという単純なことがネックになり、営業担当のタイムスケジュールに大幅な狂いが生じるようになった。

通常は弱肉強食の世界であって、取引関係において強い立場の方が自国法を押し切ってしまうものであるが、この合弁の場合は、合弁会社が設立されて実際に事業活動が行われる国、つまり日本法に従うべきという主張と、片や、商標や技術をライセンスするのだから、これらを供与するライセンサーの国、つまりイタリア法に従うべきという綱引き状態になってしまった。そこでイタリア側より折衷案として「世界の中立国スイスのジュネーブでどうか」という提案がり、第三国であればこれで対等、文句はあるまいという態度で出てきた。が、ちょっと待てよ。イタリアのミラノからスイスなんて車で日帰りの距離ではないか、一方、日本からでは、責任者、弁護士を引き連れて何時間、何日、どれだけの費用がかかるのか、どこが公平なのだと食い下がった。

結局は、機関仲裁による被告地主義（原告が被告の本拠に出向いて、そこの仲裁機関のルールに従って仲裁を求める）というところに落ち着いたことは落ち着いた。

しかし、問題の所在は、ここにはなかった。

この契約交渉を行っている最中には、「何処の法律を適用しようがどうでもいいじゃないか」、「こんなに友好的に事業を開始しようとしているのにトラブルはずはない」、「何とか適当に片をつけて早く契約調印できないか」との担当営業部からは催促が相次いだ。挙句の果ては、トップの役員あたりから「こんなに目出度い門出のときにもめたときの話を持ち出すな」の一声も聞こえてくる。

「準拠法」だけではない、合弁事業の撤退条件も規定しなければならないが、条件として、「3期以上赤字決算が続く」とか、「債務超過になったとき」とか、

「事業計画に比して〇〇%未達成になったとき」とか、いわゆる世界のセレブが結婚のときに離婚条件を合意しておくようなものであるが、これにも「これからバラ色の事業計画を推進しようとしている矢先に何と不吉なことをいうのか」という横槍が入る。結局は抽象的な契約終了事由を規定するだけで起案第一案を作成せざるを得なくなるが、何のことはないこの案のカウンター案には先方がご丁寧により詳細な撤退条件を追記して戻ってくることになるのが常である。世界は常識人なのである。このあたりが、古臭い日本人の法意識といわれて久しいところでもある。

つまり、契約交渉は、「敵は内（社内）に在り」である。



契約実務は、とかく自社に有利なように、リスクをできるだけ排除するようにあの手この手を駆使して起案交渉することを是とされてきたが、今や力関係を利用した一方的な強者の理屈は通用しないし、また、ゴリ押しすればしっぺ返しも大きいものになる。

弁護士法は、その第1条において弁護士の使命を「社会正義の実現」と規定している。

ビジネス法学の使命は、如何にしてビジネスの「適法・適正・公正・公平」を確保するかであると思っている。しかし、世間では「そんな青臭い正義感は、熾烈なビジネス社会では通用しないぞ」という声が飛び交うのが現実である。

日々の新聞・TVのニュースでの企業の不祥事や、社会的弱者へのイジメのような出来事を見るにつけて、如何にして誤解、疑惑、紛争を生じさせないように「適法・適正・公正・公平」な契約条項起案に腐心するというのもビジネス法学を学んだ者の仕事のやりがいではないかと

准教授 東 裕一（あずま ゆういち）

あなたはヒーローですよ」、イギリス人には「紳士ならば海に飛び込みます」など、その国民性を如実にあらわした回答が用意されているこのジョーク。ドイツ人には「法律で海に飛び込むことになっています」と言うのが正解らしい（ちなみに、日本人の場合は「他の人たちも飛び込んでいますよ」が正解）。

それほどまでに法律を堅く守ると考えられているドイツ人が、なぜ煙草の投げ捨てを止めないのか？当地で禁煙法について調べてみると、その疑問はあっけなく解決された。そもそも、コンスタンツの属するバーデン・ヴュルテンベルク州の禁煙法が喫煙を禁止している「公共の場」に路上は含まれておらず、公共施設、学校、病院等の公共性の高い施設内での喫煙が禁止されているにすぎなかった。禁煙法ができたのだから街中から歩き煙草や吸い殻のポイ捨ては消えているだろうという私の期待には、初めから無理があったようだ。



さらには、バーデン・ヴュルテンベルク州の禁煙法が違憲であるという判決が2008年にドイツ連邦憲法裁判所で出されていた。この州の禁煙法には、飲食店でも専用スペースを設ける場合にはそこでの喫煙が許されるという例外規定が置かれていたのだが、そのようなスペースを設置する余裕のない小規模な飲食店の経営者たちは売上に大打撃を受け、州禁煙法は不平等であると訴訟を提起したというのである。その結果、飲食店の全面禁煙は合憲と判断されたが、例外規定の存在が問題視され、州に対して2009年末までに禁煙法の改正が命じられていた。

ここまで調べると、もう街中や大学構内の吸殻を見ても気にならなくなった。それすらも街の風景の一部になってしまっているんだ、と感じられた。今でも昨年の夏を思い出すと、コンスタンツの抜けるような青い空、夏の太陽を反射する湖、萌えるような草木の緑、そして石畳の上の煙草の吸殻が脳裏に浮かぶ。



羅場、大プロジェクトの感激の成約現場に居合わせたその経験をもとに、ビジネス法実践の現場での臨場感を伝えることにより、企業法務の実務家教員として特徴を出せればと思っています。

音楽が好きで大学時代はフォークバンドでギターを弾いていました（プチ自慢は、アマチュア時代の谷

村新司のグループと一緒にラジオ番組に出演したこと。大学1年生同士でした)。ここ3年ほどは老後対策としてチェロを習っています。スポーツは、するのは剣道（今は無理）、見るのはアメリカンフットボールです。同好の士がいらっしゃれば音楽・スポーツ談義に参加させてください。



大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科
准教授 増田裕一（ますだ ゆういち）

皆さん、こんにちは。経営学部の増山裕一です。専門分野は租税法です。

租税は私たちの生活に密着し、課税ベースが幅広いためあらゆる経済活動に深くかかわっています。

通常の経営活動はもちろんのこと企業再編、企業再生、事業承継や海外進出などにおいて税負担を考慮せずに最適な経済活動を行うことはできませんので税

制には十分な配慮が必要です。今日では経営戦略において税務マネジメントも重要な要素であり、企業経営と租税法の関係は密接なものとなっています。本校の経営学部では経営学と併せて租税の知識も同時に学べる素晴らしい環境が整っていますので、この環境を生かして積極的に多くの知識を吸収して学生生活を有意義なものにしていただきたいと思います。



新聞の読み方入門(3)

— 新聞情報の一覧性と総合性

大阪経済大学 経営学部 経営学科
教授 樋口克次 (ひぐち かつじ)



(1) 「新聞かテレビかネットか」という比較

情報へのアクセスについて、よく「新聞かテレビかネットか」といった選択の仕方について語られます。ところで皆さんは、そもそも選択を意識するほどに、それぞれを継続的な情報のソースとして利用していますか。これまで皆さんは何からより確かだと思える情報を得て来ましたか。皆さんと社会との接点になっている情報の窓口を振り返ってみて下さい。第3回目は、「新聞とテレビとネット」を比較する中で、新聞の持つ重要な特徴について考えてみます。まずは「新聞かテレビかネットか」と言った時、どのような観点からこれらの言葉を用い、比較しているのかから考えてみます(ここでは情報とは社会的な事件やニュースと理解しておいて下さい。なおネットとは携帯・PCのネットワークを指します)。

(2) まず、情報を提供するソース・手段という点からです。

何よりこの3つは情報を提供するソース(源泉)です。それぞれは独自の手段(媒体・機器・システム)を通して情報を我々に送り届けています。新聞は紙(ネットも利用していますが、売上からすれば圧倒的に紙です。以下ことわらなければ紙の新聞を意味します)、テレビはTVモニターを、そしてネットはIT

機器とネットワークを手段として情報を提供しています。家には外からさまざまな手段を通して情報が流れ込んできます。訪問者や外を通る物売りなどを別とすれば、新聞、テレビ、ネットワークの他に、ラジオ、雑誌、ダイレクトメール、電話、などがあります。その中でも新聞とテレビとネット(PCと携帯のネットワーク)の3つが最も重要なソースであり手段でしょう。送る手段が異なれば、それが提供する情報の形式や性格そして内容などが異なります。従って、我々と情報とのかかわり方に違いが出てきます。新聞なら与えられた総合的な記事の中から自分で情報を選択します。テレビなら、特定のニュース番組を選び、そのメニューから情報を得ます。そしてネットなら、決められたサイトから情報を得るか、自らが検索して情報にアクセスします。

(3) 次に、誰がその情報を生産しているのかという問題です。

新聞は基本的には新聞記者や編集者を始めた人達、新聞社とそのネットワークです。テレビはテレビ局の記者や編集者などニュース番組制作者と関係のネットワークです。そしてネットはどうでしょう。ネットは情報の流路であり、それを運営する会社自体は主として情報を流通させる役割を果たしている。そ

れは未だビジネスとしての情報生産主体とはなっていません。もちろんネットを利用して天候や売買情報を生産販売する業者は多数存在しています。しかし今ここで問題にする情報とは、いわゆるニュースの範疇の情報です。ネットのサイトを運営するものは情報を生産するというより情報を配信する主体です。例えばネットで提供されるニュースや情報のほとんどはまさに新聞やテレビが制作した情報です。



(4) 我々はさまざまなソースから情報を得ている。

情報を得るのに、どれか一つで済むと考える人もいるかもしれませんが。昔ならあるいは年齢がいついけると、新聞さえ読んでいればそれで十分という人もいます。家に居ることの多い人達はテレビのバラエティーやニュース番組から情報を得ている人もいるでしょう。そして若い人の中には、携帯やPCネットを利用して、ネットからヘッドラインニュースを得ている人達もいるでしょう。傾向としてはますますネットを利用した情報の取得が一般化しつつあります。ネットが利用できる機器やシステムの普及とコストの低下、そして情報取得の容易さがその背景にあります。しかし問題はそうした機器や便利さなのでしょうか。検討されなければならない問題として、それぞれのソースがどのような形で情報を提供するのかという問題と、我々がどのようにその情報を受け取るのかという問題があります。今ここではそれぞれのソースから出てくる情報の真実性の問題には触れません。

(5) 新聞には他と相容れない独自性があります。

新聞情報とってみても、それはウェブでも読むことができます。テレビ情報もウェブで視ることが可能です。その意味ではますます情報取得の手段はウェブ

化しつつあります。その意味でどれが正しいと比べて比較をここですることはできません。しかし新聞はテレビやウェブとは大きく異なる特徴を持っています。その最も大きな特徴が「情報の総合性と提供の一覧性」です。情報そのものの保存性はウェブの方が有利でしょうが、「いつでもどこへでも持ち運べ、繰返して閲覧できるという特徴」は、他のソースに比べて新聞の有利な点の一つです。総合性とは政治や経済や文化を始め、さまざまな分野の情報が総合的に提供されていることです。そしてそれ全体をサッと閲覧することができます。

(6) 新聞の優位性はパッケージで定期的によってくるところにある。

わが国の新聞販売のあり方からすれば、新聞は毎日同じ時間にやってくる情報パッケージです。この性格からすれば、まずは1日ごとに新聞で情報を総合的に取得し、次の日まではウェブ上の新聞サイトから継続的な情報のテキストを得ることができます。それが最も確実で安定的な情報取得のあり方ではないかと思われれます。その核となるのは毎日やってくる朝刊です。次の日の朝刊までの間に、テレビ、ウェブ、夕刊などを通して追加ならびに関連の情報を得ることができます。また途中で発生する新規の情報は次の日（区切り）の朝刊によって確認することができます。

(7) 「一覧性と総合性」が紙からネットへの手段の変化の基礎になります。

携帯電子端末の開発と広がりによって、新聞記事自体が、テキストとしてではなく、編集され構成された記事の形で、ネットを通してモニターに表示されて提供されるようになってきました。その意味では将来的には、新聞の持つ「一覧性と総合性」をそのまま体現した形で紙からネットへとニュース情報の提供と取得形態は変化していく可能性を秘めています。しかし、上述した紙による新聞の保存性や携帯性は、コストの点からして重要さを当面は保持すると思われます。いずれにしても、現在のところ、その提供される手段とは別に、新聞が毎日定期的に提供する総合的で一覧性のある情報が、最も質が高くアクセスしやすい情報であるといえます。

刑事ドラマの取調室

ある新聞記事によると、近年は刑事ドラマが人気なのだそうだ。なるほど、この原稿を

書いている 2010 年の秋から新しく始まる連続ドラマは 27 本あるようだが、そのうちの 8 本が刑事ドラマ（らしきものを含める）だ。つまり、今秋は毎日、地上波すべてのチャンネルで少なくとも 1 本の刑事ドラマを見ることができるといふ計算になる。

番組改編期になると、私も新しい刑事ドラマが始まるのを楽しみにしている。しかし、初回から最終回まで見続けたことはほとんど無い。もちろん、うっかり見忘れる場合もあるが、たいていは途中で見る気を失ってしまう。なぜなら、刑事ドラマがあまりにも「刑事ドラマ」で、現実の犯罪捜査からかけ離れているからだ。



次に挙げるのは、刑事ドラマで見かけることのある取調室でのシーンである。

① 「かつ丼でも食うか？」と刑事が被疑者に語りかけ、かつ丼をごちそうしてもらった被疑者が自白を始める。

② 刑事が被疑者に「吐け！（＝自白しろ）」と電気スタンドの明かりを当てたり、怒鳴ったり、机をドンと叩いたりしながら厳しい取り調べをする。

③ 刑事が被疑者に「1 本どうだ？」と煙草を吸わせる。

さて、これらのシーンで現実でもあり得るのはどれだろうか？

正解は、すべて「あり得ない」もしくは「めったにない（と思いたい）」が、あったとしたら問題になる」出来事である。



① 取調べの最中に、刑事が被疑者に食事をおごることはない。箸やフォークが凶器になりかねない、食事は留置施設等でとることになっているなど、いくつかの理由があるようだが、最も重大な理由は、このように獲得された自白は刑事裁判において有罪を立証するための証拠として使用できないからである。

刑事訴訟法 319 条 1 項は「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定している。たとえば、取り調べを受けている間に空腹になった被疑者の前においしそうなかつ丼が差し出されたとしよう。「これを食べたければ自白しろ」と刑事に言われたら、食欲に負けてやってもいない犯罪を自白してしまうかもしれない。これは、任意性を欠く自白とみなされる可能性がある。被疑者から自白を獲得するために用いることが許されない手法は拷問や脅迫といった暴力的なものに限られない。食事を提供するなどの利益供与も任意性を失わせる事情として勘案されるのである。

② これらの手法で得られた自白を証拠として用いることができないのは、上記①で書いたとおりである。他にも、体調の悪い被疑者を長時間にわたって取り調べる、被疑者の両肩を持って揺するなどの行為によって獲得された自白の任意性が否定された例がある。



③ これは①と類似する利益供与に該当する可能性のある事例である。

しかし取調室の煙草に関しては、健康対策のためという新たな理由が付け加わったことにより、取調室を全面的に禁煙にする都道府県警が増えているようだ。2009年2月に警視庁が試験的に取調室の禁煙措置を始めているが、すでに2010年5月の時点で岩手、福島、富山、石川、福井、神奈川、岐阜、三重、滋賀、大阪、山口、沖縄、北海道の各道府県警がすでに禁煙措置をとっているとのことだ。他にも愛知県警(2007年4月から)、福島県警(2009年1月から)、石川県警(2009年8月から)、大分県警(2010年6月から)、山形県警・栃木県警・静岡県警・兵庫県警(2010年9月から)が取調室を全面禁煙にしている。

こうなると、取調室での喫煙禁止は①とは正反対の



事情を生み出すことになるだろう。つまり、ニコチン中毒の被疑者に煙草を吸わせないと②の事例になってしまう。喫煙習慣のある人はニコチンが切れると相当イライラするとのことだが、そのような状態の被疑者から獲得した自白は、ある意味「拷問……による自白」に該当するのかもしれない。



他にも現実ではありえない取調べの様子が刑事ドラマで多用されている。裁判員制度の導入とともに増えている法廷ドラマにまで範囲を広げれば、奇妙なシーンは数知れず、である。ドラマにリアリティを求めること自体が間違いなのかもしれないが、刑事法の専門家としては、現実ではありえない出来事が繰り広げられると気にせずにはいられない。そして、そんなシーンが頻繁に現れると、連続ドラマの最初の3回くらいで断念してしまうのである。

今秋から始まる刑事ドラマの中に、私が最後まで見続けることができるものはあるだろうか？



専任講師 徳永佳子(とくなが よしこ)

～就活生へ向けて～

就職活動でよい結果を得るために

就職活動中のみなさま

お疲れ様です。これまで努力を続けてこられたその強い意思に賛辞をおくります。多くの学生が少ない求人に対して、エントリーを行い、エントリーシートを送り、筆記試験を受け、面接を受けているのを見てきました。そして運よく最終面接まで進んでもそこで不合格となるケースも非常に多く見ました。このようなことが何度と無く繰り返されると就職活動を停止してしまいたくなる気持ちもよく分かります。これから私は、私の経験した就職の決まる学生について話をさせていただきます。みなさんの活動の参考にしていただければうれしいです。

就職が決まる学生

一言で言うと、「決まるまで活動し続ける学生」です。未就職のまま卒業した学生さんの中にも優秀な学生さんはいました。本人も就職先の企業を選ばず片端から応募すれば内定は獲得できたのではないかと思いますと言っていました。しかし、その学生は活動を停止してしまいました。上に書いた活動サイクルを夏まで我慢して繰り返しましたが決まらなかったのが気持ちが途切れてしまったようです。一方で、4年生の10月ごろに就職課を訪れてこれから活動をすると言う学生で、就職して卒業した学生もいます。すこし、そのパターンのお話をします。就職課では、4年生の10月ごろにはじめて来た学生には、まず履歴書を書いてもらいます。その履歴書も内容と誤字、脱字、言い回しなどをチェックします。これは、履歴書の重要性が活動をはじめたばかりの学生さんにはなかなか理解しにくいからです。誤字脱字はもちろん、ホワイトペンで修正などもってのほかです。そして何よりも写真です。写真に髪を伸ばしたままの顔でうつっていると

撮り直しをしてもらいます。それができてから、大学に来ている求人を紹介します。ここから、学生さんのタイプが分かります。就職の決まる学生は、その求人を受け容れて応募し続けるタイプです。一方そうでない学生さんは、何らかの理由があるとは思いますが、紹介した求人に応募されません。話を戻します。その学生は、求人票を最初に渡した時にお礼を言い持って帰りました。しかし、2週間ぶりに来たので、どうだったかを聞くと何もしていないというではありませんか。折角こちらが紹介した会社に応募していないのです。よく話を聞くと、紹介した求人は電話で応募する形式だったのですが、その学生は、企業に電話することが出来なかったのです。もちろん面接で自分の意



見をすらすら話すことなど到底出来なかったでしょう。しかし、そのままにしておいては就職は決まりません。仕方がないので、次の求人を紹介したときは、大学から本人に代わって電話することにしました。そんな学生さんでしたが、ある出来事がきっかけで電話はもちろん面接でも自己PRができるようになりました。その出来事とは、ある企業での面接です。面接に

行った際に玄関を開けるとすぐにカウンターがあり、身の置き所も無いくらいの狭さだったそうです。そして、体を横に向けないと通れないような通路をとおって応接室にいきました。そこで、面接官に「特に能力は必要ない仕事だから」といわれたのです。その学生は、むっとしたそうです。そして、「私も働き甲斐のある仕事したいです」と発言したそうです。その発言を期に資格のことを聞かれ、「もっていないが、今簿記を勉強中だ」と答えたそうです。もちろん、簿記を勉強などしていません。その面接の帰りに、簿記三級の参考書を本屋で購入し読み始めたそうです。私は学生の話聞いていておそらく、この面接官の誰でも出来る仕事という言い方とこの会社の建物の構造が無関係ではなかったように感じました。それはとにかくこの出来事からその学生は、会社や面接官に対して、ある気づきがあったようです。ああ、会社で働いているのは、普通の人なのだ、特別な人のみが働いているのではないだと。この会社とは縁がありませんでしたが、これでいいのです。この出来事をきっかけに学生は、前向きに活動をしていったように思います。私にはそう見えました。そして自ら、学生さん向けのハローワークである学生職業センターに足を運び、登録し、求人情報を取ってくるようになりました。その学生は、そこで得た求人に応募し卒業式後にとても大きな企業から内定を得ました。そして、複数並行して受けていた企業から良い感触を得るまでになっていたのです。この学生さんは、みなさんと何が違うのでしょうか。私は違わないと思います。活動を続けたことでまたま社会人となるきっかけをつかみ、そして内定までこぎつけたのだと思います。就職活動は、つらいものです。しかし、そのつらさを何度も経験し、挑戦し、繰り返すことで実力がついていくと思います。内定を得ることが出来なくても活動を続けることで知らず知らずのうちに面接のときの実力がついていくのだと思います。

面接のときの態度

よく面接であがってしまってもうまく対応できない

といわれることがあります。また、インターネットなどの書き込み情報を信じてそのまま言えば合格すると思っている学生さんも少なからずいます。しかし実際には面接で最も重要なことは、人と人の気持ちが通じあうことです。そのためには、ある程度自分を出すことが必要です。覚えてきた内容を一生懸命伝えることが重要ではないのです。質問されたことを自分の言葉、自分の意見で答えることが重要なのです。そして、自信です。内容はともかく自信満々に答えることが重要です。内容に対して面接官が質問してきますが、それは、答えた内容が悪いから質問しているのではなく、疑問に思ったから質問しているだけです。自信を持って自分の意見を返答すればいいのです。その質問が自分にとって非常にいたい、つかれたくないことであっても同様です。自信をもって回答しましょう。面接官は、そのことで合否を決めるのではなく、その受け答え方を見て、将来その企業で力を発揮できそうかどうかを判断しているのです。

不合格は良いこと

面接で不合格になると人格を否定されたみたいな気持ちになりますよね。落ち込みます。しかし、面接官は、人格を見て判断しているのではなく、上でも書きましたがこの学生さんが将来うちの会社で活躍できそうかどうかを判断しているのです。よって、採用担当が見て不合格というのであれば、ショックを受けるのではなく、かえって自分にとって良かったと思ひましょう。なぜって、万一合格していたら、会社で苦勞するのはあなたなのですから。それを事前にチェックしてくれた面接官に感謝です。そして他の業界を選ぶために、次へ進みましょう。

模擬面接実施しています

進路支援センターでは、面接がうまく進まない方向けの模擬面接を実施しています。企業出身の職員が個別に面接を行い、修正すべき点を指摘しています。まだ受けていない人は、ぜひ一度経験してください。他人に指摘されると非常に参考になります。受付は、進路支援センターで行っています。

進路支援センター一部長 藤原広太郎 (ふじわら こうたろう)

特集

大阪経済大学・東京経済大学・松山大学 3校交流ゼミ大会

9月19・20日に毎年東京経済大学・大阪経済大学・松山大学の3校交流会が行われており、前回から文科系と運動系の2部門で交流が行われている。そして今年は文科系では「マーケティング」をテーマとしたゼミの研究発表会が行われることとなり、そこで今回、その研究発表会に参加した太田ゼミの大会発表スライドの紹介をしたいとおもいます。

発表内容は「20代の大学生の若い目線」のニーズから新しい事業を企業に提案するプロジェクトを発表し、「ワールドサービス」というパーティー事業を展開する企業に対してプレゼンテーションを行いました。

株式会社ワールドサービス
-新企画の提案-

大阪経済大学 経営学専攻経済学系 太田ゼミ発表スライド
責任: 中津本・徳本・佐藤・西山・野村・佐・高戸

●大学生からの提案

- 経営学を学ぶ大学生として
- 20代の若者として

『株式会社ワールドサービス』が
長期的に発展する企業となるように

新企画の提案

～学生の目線で2つの提案を考えました～

●新企画の提案

- ① 記念日の贈り物
- ② パーティーに力を入れる

●本日のプレゼン内容

- ウェディング市場の位置づけ
 - 現在のウェディング市場
- 提案① 記念日の贈り物
 - ウェディングのアフターサービス
- 提案② パーティー事業
 - メリットとお客様を育てる方法
 - 事業コンセプトの提案



●ウェディング市場の現状

市場の縮小

- ・ 少子化、結婚率の低下

晩婚化

- ・ 女性の社会進出、非婚志向の高まり

●① 記念日の贈り物

- 結婚記念日を一緒に祝う
- レストランに招待
- 記念品を贈る
- 家族の企画に協力する



●アンケートの結果

Q「理想の結婚式、披露宴があれば教えてください。」

A 船の上での結婚式、内陣と藤原紀香のような神社で！ (20歳)

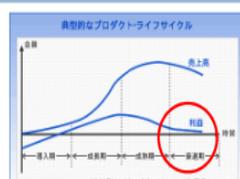
A 男メインの結婚式、披露宴！ (20歳)

A 笑いあり、涙ありで質素でも記憶に残る式。 (19歳)

A 胸がもう大会が開かれる結婚式。 (20歳) など...



●ウェディング市場の現状



●衰退期の特徴

- 市場が飽和を達し、売上が減少
- 売上で共に利益も減少
- 低価格競争が始まる
- 量を確保しなければ、経営の維持は困難に

●アンケートの結果

～新郎から新婦へのサプライズ～

お祝いメッセージテープ

プロポーズ大成功！ フラワービ

ピア/ピアス

新郎が新婦の知らない場所にピ

アノを隠し、披露宴でサプライ

ズを披露する。

新婦が新郎に到着で、これからの人

生でお披露目になった人にお祝いに行き、

お祝いのメッセージをもちろ。

(お披露目の時の先生や親戚さんなど)

●メリット

- アフターサービスの充実が
お客様との関係をさらに深める！
- 知名度が上がる！




初公開!! 建造時の新校舎内部!!

見学中、満面の笑みの北村先生



食堂の屋上部分

3F、購買になるスペース



体育館内部



道路から見た外観

第二回、推薦図書紹介

今回の本はこちら



タイトル：狂った裁判官

著者：井上 薫

出版元：幻冬舎

価格：720 円+税

経歴 東京大学理学部化学科卒業
 東京大学大学院理学系研究科化学専攻修士課程修了
 民間の研究所を経て、独学で司法試験合格
 1986年 判事補任官
 1996年 判事任官し、水戸地裁下妻支部判事
 1998年 前橋地裁高崎支部判事
 2004年 横浜地裁判事
 2006年最高裁下級裁判所裁判官指名諮問委員会が再任
 不相当としたため、退官（裁判所組織に不満を
 持ち批判した為クビに）
 2007年 弁護士登録（現在バラエティ番組などで活躍中）

今回の本は井上 薫さんの、「狂った裁判官」である。この本は「狂った裁判官」というタイトルから想像していた内容とは少し違っていたと思う。普通このタイトルから想像されるのは、もっと一人の裁判官が大きな事件を起こしたようなものだと思うのではないだろうか。実際本の帯にも「法の番人による驚愕の犯罪」などとあおり文句が書かれていた。

しかし、実際その中身は著者による暴露本のような、もしくは愚痴と言っているのではないだろうか？というようなものであった。

結局この本の作者が伝えたかったのは、いかに司法試験や司法修習といった難関を突破した裁判官達で

もあくまで給料を貰って働いている普通の人間でしかないということではないだろうか。だが、愚痴っぽい印象を受けはしたが、普通では知らなかったであろう裁判官達の裏側のようなものを知ることができたのは、非常に興味深かった。例えば起訴された訴訟の99%は有罪になるという事実は少し衝撃的だった。やはり、テレビドラマなどの印象で数は少なくとも無罪になる裁判はもっとあると思っている方は多いのではないだろうか。

その他にも、裁判官の給料の額などが書かれていたりするので、「裁判官になりたい」とか裁判官というものに興味のある人は楽しめる一冊だろう。

著者 S. T

3) 就職活動を振り返って

就職活動を振り返ってということで、私の就職活動の流れを書きたいと思います。今は、就職活動は具体的にどんなことをしたらよいかわからず、将来のことを考えると不安でいっぱいだと思います。そんな方の参考になれば良いと思います。

私の就職活動の流れは、まず『就職サイトやホームページ』でどんな会社があるのか、その会社がどんなことをしているのかを調べました。

そして興味のある会社の『会社説明会・合同セミナー』に参加しました。多くの会社に直接行ってみることをお勧めします。私はとても興味があつた会社の説明会に行ってみて、自分の思い描いていた会社の姿とは異なっていて何か違うなと感じたり、よく知らなかった会社が自分の興味のある仕事をしていていいなと思ったりすることが多くありました。直接その会社を見て働いている方と話をし、ホームページや資料だけではわからない会社の姿を見ることがすごく大切だと思います。また何学部の何学科だから何専攻だからという専門性にこだわらず興味があれば色々な会社を見て知って欲しいと思います。その中で少しずつ自分のやりたいことを見つけていけば良いと思います。興味のある会社が見つかったらその後は『エントリー』です。私は、エントリーシートや履歴書を書くのも大変苦労しました。特に自己分析。自己分析という言葉は何度も聞いたことがありますが実際に自分がどんな人間なのかを知ることは本当に難しく、私の場合はこの時はこんなことを頑張ったな、こんなことがうれしかったな、辛かったな、など過去を振り返ったり、友人やアルバイト先の先輩や家族に相談して自分の長所や短所、こだわりなどを見つけていきました。書類選考が終わるといよいよ『面接』です。社会人になり会社の人事の方と就職活動の面接についてお話する機会がありました。どの会社でも面接は、会社に一步入った時から見られているそうです。受付での対応の仕方、応接室での対応、すれ違う社員の方にきちんと挨拶ができるかどうかなども見られています。面

接での態度や内容だけではなくこのようなことにも気を配って面接に望んでみてください。私も面接では緊張して、声が震え思ったことの半分も言えなかったこともありました。しかし、必ず笑顔で話すこと、身振り手振りを入れて正直に話すことを心がけて面接に望みました。上手に話さなければダメ、集団面接では自分を精一杯アピールするために目立った発言をしなければなど、うまく話そうとばかり思ってますます緊張するよりは、私は自分の考えや思いを素直に話すことが大切なのではないかと思っています。面接で必ず聞かれたのは志望動機、自分の強み弱み、研究内容や専門のことです。この3点は必ず事前に考えておいた方が良いと思います。

就職活動は自分を知るチャンスであり、自分のやりたいことを見つける機会です。不安も大きいと思いますが、友人や先輩、家族、先生など皆同じ経験をしていると思うのでたくさん相談してたくさんアドバイスをもらってください。必ず自分にあつた会社が見つかると思います。社会人になる前の大事な一步として悔いが残らないように精一杯頑張ってください。

最後に

「納得が大事」

就職活動は納得だと思います。どういう経過をたどっても、どんな結果になっても、本人がそれを「よし」とするかどうかだと思います。また、エントリーシートや面接などでは、様々な質問が飛んできます。私も、その質問の波に押し流され、溺れそうになった時期もありました。ただ、目先のことに小手先で対処しただけでは、就職活動を通して納得を得るのは難しいと思います。最後まで精一杯の力を出し切ってください。

「就職活動は始り」

就職活動は終わりではなくて始りだと思っています。まだ、社会に出て、企業で働くことのできる切符を得ることができただけなのです。今回の自分の判断が正しいかどうかは、これから何十年働いてもその答えを見つけることはできないと思います。今は、後悔しないように、自分自身で精一杯これから進む道を切り開いていきたいと考えています。

S.K

民法テール (Tale) 其の5



Who are you? 指桃罵李

第4回 民法テール の予告で「民法の権利(私権)」についてお話すると予告をしていました。そのお話を書いている途中で、日本民法典の必要性については書いたのですが、成立の秘話を書いていないということに気づきました。なんとお馬鹿なことでしょうか。そこで急遽、前号の予告を変更します。「日本民法典の成立秘話」というテーマで書くことにします。「民法の私権」についてはその後、ということになります。「請う。ご期待!」と書きたいところですが(すでに書いているか。)、ここは謙虚に予告ということにいたします。それとお詫びです。

1 前回はなぜ日本民法典が作られたのか。その動機あるいは原因について話しましたね。大きく分けて二の動機がありました。第一の動機は、安政五か国不平等条約の撤廃でした。第二の動機は、日本国内に適用される経済取引に関する基本的で、かつ統一的な法規(民法典)の導入の必要性でした。欧米列強に伍して発展する(植民地化されない)ためには、日本が統一的な国家として発展していくことが必要不可欠な課題だったからです。これらの動機はともに同じ向きのベクトルを持っています。日本の「富国」を図るというベクトルでした。



換言するならば、民法典を制定する環境は熟しつつあったのです。しかし、制定のための環境の成熟と、現

実に民法典が制定されるということの間には大きな隔たりがあります。つまり、経済的な原因あるいは状況が整えば、民法典が自動的に制定されるというものではありません。どうしても両者を繋ぐ「人間の活躍」が必要でした。

2 今回の話はこの両者を繋ぐ役割を担った人物として「江藤新平」にスポットライトをあてて語ることにしましょう。江藤新平は日本民法典の編纂に大きな貢献をしており、わたくしとしては絶対に語っておくべき人物だと思います。

ではまず、江藤新平のプロフィールをみなさんに紹介しましょう。江藤新平は天保5(1834)年2月9日、肥前佐賀藩の下級武士の子として生まれています。そして明治7(1874)年4月13日に刑死しています。この刑死も非常に皮肉なものでした。40年間という歳月を駆け抜けた日本男児だったと思います。ちょっと、横道に逸れますが坂本龍馬の役割をバトンタッチして日本の近代国家基盤の形成に獅子奮迅の役割を演じたのではないかと思います。坂本龍馬が天保6(1836)年11月15日に生まれています。江藤は一歳年上ということですね。龍馬は慶応3(1867)年12月10日に刺殺されています。享年31歳です。彼も疾風のごとく駆け抜けた人でした。彼については司馬遼太郎氏『竜馬がゆく』、福田靖氏『龍馬伝』を読んできたいと思います。

さて、話を江藤新平に戻しましょう。幼名は恒太郎、初冠(成年)後、胤雄(朝臣としての正式名:平胤雄[たいらのたねお])と称しました。したがって新平は仮名です。龍馬も仮名です(彼の本名は直陰[なおかげ]ですよ)。江藤の父は剛直で豪放でした。それが原因で失職するのです。失職前は郡目付役でした。失職後、一挙に家計は苦しくなり妻(新平の母)方の兄に厄介になります。家計は塾を開設して支えようと

